

下水道への 早期接続を お願いします



受益者負担金の 20%減免制度

下水道に接続して利益を受ける方に、下水道を利用できる土地の面積に応じて下水道建設費の一部を負担していただく制度が「受益者負担金制度」です。

なお、受益者負担金は、税金のように毎年賦課されるのではなく、その土地に対して一度限り賦課されるものです。

対象となる土地 下水道を利用する土地で一体的に使用されているすべての土地が対象となります。

負担金額 土地の面積1㎡当たり270円です。

例 200㎡(約60坪)の土地を所有している場合(270円×200㎡=54000円)

受益者 原則として、受益者(負担金を納めていただく方)は、下水道を利用する土地で一体的に使用されているすべての土地の所有者です。

納付方法 受益者が申告した後、町が発送する納付書により、一括で納付していただきます。

減免制度 下水道が利用できる

ようになってから3年以内に接続していただくと負担金額が20%減免されます。

浄化槽雨水貯留施設 転用費補助金制度

雨水貯留施設とは、庭木への散水等に利用するために、敷地内に降った雨水をためる施設です。雨水貯留施設を設置すると、水道料金や下水道料金の節約になるとともに、降雨時の河川への負担が軽減されます。

下水道への接続によって不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用する方に、その改造工事の一部を補助します。

申込条件

- 下水道が利用できるようなつてから3年以内であること。
- 下水道へ接続する工事と同時に、不要となる浄化槽を雨水貯留施設へ転用する工事を行うこと。

補助額 対象工事等要する費用の3分の2 ※10万円を限度とします。

水洗便所改造資金等の 融資のあつせんおよび 利子補給制度

下水道に接続するための排水設備工事には、トイレの水洗化や不要となる浄化槽の処理など多額の費用が必要となるため、工事を一度に負担することが困難な方を対象に、工事資金の融資のあつせんと融資に対する利子を補給します。

申込条件

- 下水道が利用できるようなつてから3年以内であること。
- 町税および下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- 融資を受けた改造資金の償還能力があること。
- 町内に居住し、独立の生計を営み、弁済の資力のある連帯保証人を有すること。 ※金融機関が連帯保証人を不要とする場合は除く。

融資額 60万円以内

利子 無利子 ※町が利子を負担します。

返済方法 融資を受けた月の翌月から60カ月以内の元金均等

また、次ページの②の区域の方も接続可能ですので、早期接続をお願いします。

下水道が利用できるようなつてから3年以内(平成25年3月末まで)に接続していただかないと、次ページの①の対象区域の方は、次の3つの早期下水道接続を奨励する制度が受けられなくなります。

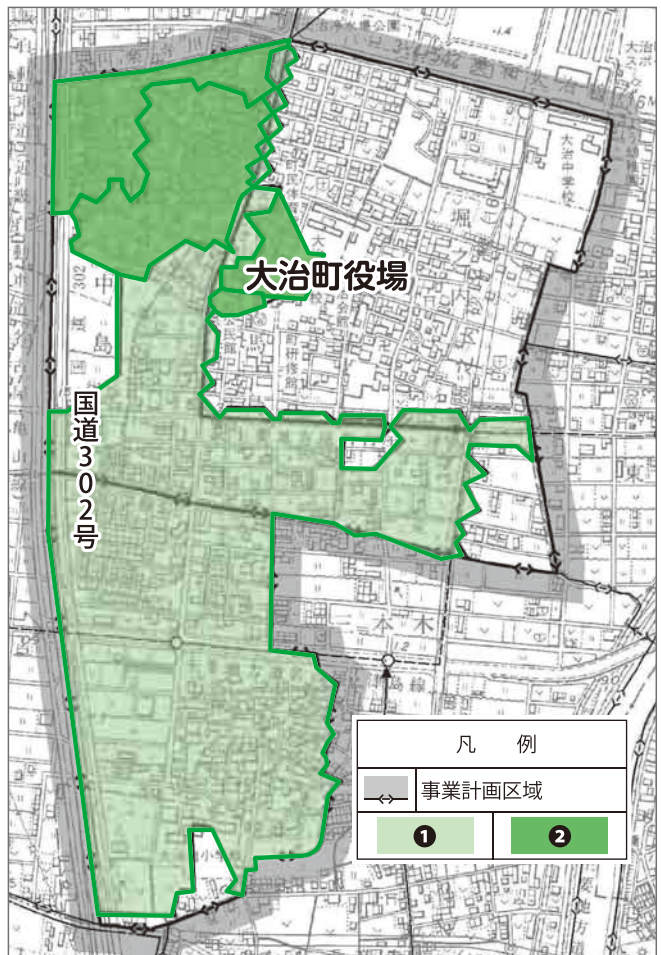
なお、くみ取り便所は、下水道が利用できるようになってから3年以内に水洗便所に改造することが法律で義務付けられていますので、早期接続をお願いします。

●下水道使用料
 下水道は、整備して利用できるようにになれば終わりではなく、処理場で汚水を処理する費用や下水道管の清掃や補修など施設を維持管理する費用がかかります。そのため、下水道を利用する皆さんにその費用の一部を負担していただくのが下水道使用料です。

排出量 原則的に上水道の使用水量となります。

下水道使用料の納付

- ・下水道へ接続するための宅内の排水設備工事が終わり、下水道を使用することができるようになってからお支払いいただけます。
- ・水道料金と合わせて名古屋市上下水道局にお支払いいただきます。原則的に2カ月ごとのお支払いになります。



下水道使用料金表 (2カ月当たり)

区分	基本使用料		従量使用料	
	排出量	金額	排出量	金額 (1m ³ 当たり)
一般用	20m ³ まで	2,310.0円	20m ³ を超え40m ³ まで	115.5円
			40m ³ を超え60m ³ まで	126.0円
			60m ³ を超え100m ³ まで	157.5円
			100m ³ を超え200m ³ まで	189.0円
			200m ³ を超え600m ³ まで	220.5円
			600m ³ を超えるもの	252.0円

※使用料の額には、消費税および地方消費税の額が含まれています。

問合せ先 名古屋市上下水道局「お客さま受付センター」 ☎(884) 5959
 役場 下水道課 内線155